

議事日程第5号

令和6年3月5日（火）

第1 議案上程（議案第3号から第37号まで並びに報告第1号及び第2号）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田弘史
副事務局 長	清水幸子
主 席 主 査	中川祐司
主 事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原広二	副 市 長	佐藤博
教 育 長	鈴木雅彦	監 査 委 員	鈴木誠

総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防災 監	八 端 隆 公
市民福祉部長	佐藤 孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本 一也	産業建設部長	湊 智志
建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	総務課長	平塚 敦子
財政課長	天野 秀一	福祉課長	北嶋 三世
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 併任)	農林水産課長	夏井 大助
建設課長	三浦 昇	病院事務局長	原田 徹
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒 一人	農委事務局長	(農林水産課長併任)
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	薄田 修一

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案第 3 号から第 37 号まで並びに報告第 1 号及び第 2 号を一括
上程

○議長（小松穂積） 日程第 1、議案第 3 号から第 37 号まで並びに報告第 1 号及び第 2 号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

私からは、議案第 10 号から議案第 15 号まで並びに議案第 26 号及び議案第 27 号の 8 件について御説明いたします。

初めに、議案第 10 号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 9 ページをお開き願います。

本議案は、国民健康保険特別会計の財政状況等を踏まえ、国民健康保険税の税率を引き下げするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

10 ページからは新旧対照表となっております。主な改正点について御説明いたします。

第 5 条から第 7 条の 2 の医療給付費分では、現行の所得割 8.7 パーセント、被保険者均等割 2 万 4,000 円、世帯別平等割 1 万 7,500 円を、所得割 8.0 パーセント、被保険者均等割 2 万 3,000 円、世帯別平等割 1 万 7,000 円にそれぞれ引下げ、第 8 条から第 9 条の 2 の後期高齢者支援金分では、現行の所得割 3.2 パーセント、被保険者均等割 8,500 円、世帯別平等割 6,500 円を、所得割

2. 9 パーセント、被保険者均等割 8, 0 0 0 円、世帯別平等割 6, 0 0 0 円に、第 1 0 条の介護納付金分では、現行の所得割 2. 5 パーセント、被保険者均等割 9, 0 0 0 円、世帯別平等割 4, 5 0 0 円を、所得割 2. 4 パーセント、被保険者均等割 8, 0 0 0 円、世帯別平等割 4, 0 0 0 円にそれぞれ引き下げるものであります。

恐れ入りますが、1 7 ページをお願いいたします。

条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からとし、改正後の条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものであります。

男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

次に、1 8 ページをお願いいたします。

議案第 1 1 号男鹿市中山間地域活性化施設条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、申川町内会が指定管理をしている若美中山間地域活性化施設の同町内会への無償譲渡に向け、同施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日であります。

男鹿市中山間地域活性化施設条例を廃止する条例につきましては、以上であります。

次に、2 0 ページをお願いいたします。

議案第 1 2 号男鹿市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、長期継続契約を締結することができる契約として、商習慣上複数年で契約することが一般的であるもの及び翌年度以降に役務の提供を受ける契約でソフトウェアの使用に係るものを定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第 2 条では長期継続契約を締結することができる契約を定めておりますが、同条第 1 号中「電子計算機」を「ソフトウェアを含む」ものとし、同条に第 3 号として「その他物品を借り入れる契約であって、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが

一般的であるもの又は毎年４月１日から経常的な役務の提供を受けるもので、複数年契約が必要な役務の提供に関する契約で市長が特に認めるもの」を加えるものであります。

条例の施行期日は、公布の日からとするものであります。

男鹿市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例については、以上であります。

２２ページをお願いいたします。

次に、議案第１３号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び生活保護法の一部改正に伴い、独自利用事務の対象となる特定個人情報を追加するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第２条及び第４条の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第２が削除され、情報連携を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」という用語で表記することとされたことに伴い、条文を整備するものであります。

ページの下から次のページの別表第２の改正は、市が独自に利用する事務の対象となる特定個人情報を改正するものであります。

男鹿市福祉医療費支給要綱で定める医療費の支給に関する事務については、健康保険法の改正により、健康保険証が廃止となりマイナンバーカードと一体化されることに伴い、医療保険法各法による保険情報を得るためには個人番号による情報連携が必要となることから、特定個人情報に保険資格と生活保護に関する情報を追加するものであります。

また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務については、生活保護法の改正に伴い、令和５年度末までに、外国人に対する医療扶助オンライン資格確認が導入されることから、特定個人情報に生活保護に関する情報を追加するものであります。

施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律等の一部を改正する法律の施行の日、ただし、別表第２の改正は公布の日からとするものであります。

男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

次に、２５ページをお願いいたします。

議案第１４号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため所要の改正を行うほか、医師に適用する給料表を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第２条から次のページの第２５条の２までの改正は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う改正であります。

会計年度任用職員に対して、フルタイム、パートタイムいずれも任期が６か月以上の場合は、一般職と同様に勤勉手当を支給することとするものであります。

次に、２８ページをお願いいたします。

別表第１は、会計年度任用職員の給料表であります、（２）として医師の給料表を追加するものであります。

３２ページをお願いいたします。

別表第２は、等級別基準職務表で、（２）の医師に関する職務の級を規定するものであります。

附則第１項は、施行期日で、この条例は令和６年４月１日から施行するもので、附則第２項は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、男鹿市職員の育児休業等に関する条例の条文を整理するものであります。

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明は、以上であります。

次に、３４ページをお願いいたします。

議案第１５号男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例、男鹿市水道事業等の設置等に関する条例及び男鹿市病院事業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条の改正は、男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正であります。

本条例で引用する、地方自治法の改正に伴い、同法の引用条項「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」にそれぞれ改めるほか、地方自治法施行令の改正に伴い、引用条項の「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第2条及び第3条は、男鹿市水道事業等の設置等に関する条例及び男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

いずれも、地方自治法第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるもので、この条例の施行期日は令和6年4月1日であります。

男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

次に、115ページをお願いいたします。115ページでございます。

そうすれば、説明を始めさせていただきます。

議案第26号男鹿市辺地総合整備計画の変更についてであります。

本議案は、五里合辺地に係る総合整備計画について、施設整備事業の追加に伴い、辺地対策事業債の予定額が増加するため、同計画を変更するものであります。

次のページをお願いいたします。

変更内容は、五里合辺地において公共的施設の整備を必要とする事情の項目に、公民館その他の集会施設の長寿命化に関する事項を追記するとともに、整備計画の項目に、関連する事業費6,925万3,000円、辺地債の予定額6,920万円を追加するものであります。

男鹿市辺地総合整備計画の変更につきましては、以上であります。

次に、１１７ページをお願いいたします。

議案第２７号財産の無償貸付についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧野石小学校の建物及び土地の一部を株式会社ジャパン・パックスライス男鹿へ無償貸付けするものであります。

貸付けする財産は、建物が、男鹿市野石字牛沢３２番地、旧野石小学校の校舎、鉄筋コンクリート造２階建、２，３５０平方メートル及び屋内運動場、鉄骨造平家建１，０５１平方メートル、土地が、男鹿市野石字牛沢２番１ほか、次のページの計２３筆、２万６，６０４平方メートルのうち貸付面積が２万６９０平方メートルで、このほか、附属する工作物並びに設備及び物品であります。

１１９ページをお願いいたします。

貸付けの相手方は、株式会社ジャパン・パックスライス男鹿で、無償貸付けとする理由であります。市有財産の有効活用を図るため、パックス御飯製造工場を誘致することにより、産業の振興及び雇用の確保並びに地域の活性化への寄与が見込まれることから、無償貸付けとするものであります。

貸付期間は、２０年間または事業を終了する日までのいずれか早い日までとするものであります。

私からの説明は以上であります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤市民福祉部長の説明を求めます。佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） おはようございます。

私からは、市民福祉部関連の条例改正案３件について御説明申し上げます。

議案書の４２ページをお願いします。

議案第１８号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、令和６年度から令和８年度までの３か年の介護保険料率等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正後と改正前の対照表であります。

改正内容ですが、第１号被保険者の保険料率の区分を、９段階から１３段階に見直し、保険料率をそれぞれ改めるものです。

また、住民税非課税世帯である第１段階から第３段階までの被保険者について、公費による減額賦課に係る保険料率を改めるとともに保険料上昇の抑制を図るものです。

施行期日は、令和６年４月１日であります。

次に、４６ページをお願いします。

議案第１９号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正後と改正前の対照表であります。

省令の一部改正を受けて、関係する三つの条例の一部を改正するものですが、介護サービスの提供体制の充実と維持のための改正であります。

指定地域密着型サービスは、原則として男鹿市民が利用する介護サービスで、指定居宅介護支援はケアマネジャーがケアプラン作成等を行うものです。

主な改正内容ですが、各条例ともほぼ共通し、管理者の業務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化、協力医療機関との連携体制の構築等について定めるものです。

施行期日は、令和６年４月１日であります。

次に、１０１ページをお開き願います。

議案第２０号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、書面掲示を義務づけるアナログ規制及び手続のオンライン化の支障となる特定の記録媒体での提出を求める規定の見直しのため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第23条は、特定教育・保育施設の「運営規定の概要や職員の勤務体制など」重要事項は書面による掲示が義務でしたが、今後は、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないと改めるものであります。

第53条は、書面の保存等に磁気ディスク等の記録媒体の使用を定める規定を見直し、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」と抽象的規定に改めるものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

以上で市民福祉部関連の3件につきまして説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤観光文化スポーツ部長の説明を求めます。佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） おはようございます。

私からは、議案第23号男鹿市温浴ランドおが条例を廃止する条例について及び議案第24号男鹿市若美温泉保養施設条例及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の108ページをお願いします。

まず、議案第23号ですが、男鹿市温浴ランドおが条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、施設及び設備の老朽化等に伴い、温浴ランドおがを廃止することから、本条例を廃止するものであります。

議案書109ページを御覧ください。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第24号男鹿市若美温泉保養施設条例及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例を廃止する条例についてであります。

議案書の110ページをお願いします。

本議案は、民間譲渡の実施に伴い、夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村を廃止することから、関係する条例を廃止するものであります。

議案書111ページを御覧ください。

廃止する条例は、男鹿市若美温泉保養施設条例及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例であります。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

私からの説明は以上で終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、湊産業建設部長の説明を求めます。湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） おはようございます。

それでは、私からは産業建設部所管に係る議案第22号及び第28号の2件について御説明を申し上げます。

議案書の106ページをお願いいたします。106ページであります。

まず、議案第22号男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、本議案は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、法律の名称変更及び新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収について規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

法律の改正趣旨でございますが、近年の水産物の消費の減少等に対応して、漁港の有効活用を通じ水産業の発展と水産物の安定供給を図るため、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設するなど、所要の措置を講じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容でございますが、第1条中の引用する法律の名称を改めるほか、第14条第1項中の「土砂採取料又は占用料」を徴収する対象者に、漁港管理者である市が認定した販売施設や飲食店の設置及び運営など、水産物の消費増進や交流促進に寄与する「漁港施設等活用事業」を実施する者を加えるものでございます。

附則は、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

次に、ページ飛びまして、議案書 120 ページをお願いいたします。120 ページでございます。

次に、議案第 28 号男鹿市都市計画マスタープランについてであります。

提案理由でございますが、本議案は、現行の都市計画マスタープランの目標年次が令和 5 年となっていることから、令和 25 年を目標年次とする新たな都市計画マスタープランを別紙のとおり策定するものでございます。

恐れ入りますが、別冊、別ファイルの「男鹿市都市計画マスタープラン」のほうをお願いいたします。別冊となっております。「男鹿市都市計画マスタープラン」でございます。

1 ページをお願いいたします。

計画の目的についてでございますが、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市整備分野を中心とした、「おおむね 20 年後を見据えたまちづくりの方向性」を定めるもので、このプランにおいて、「まちづくりの将来像」を男鹿市総合計画の都市像も踏まえまして、「魅力ある地域資源を未来へつなぐ自慢の郷（ふるさと）—おが—」としているものであります。

ページ戻りまして、目次のほうをお願いいたします。目次でございます。

本プランは第 1 章から 6 章までの構成となっております。1 ページからは「計画の目的と構成」、7 ページからは「男鹿市の現況と課題」、55 ページからは「まちづくりの基本方針」、64 ページからは「全体構想」、96 ページからは「地域別構想」、157 ページからは「実現化方策」をそれぞれ記載しているものでございます。

なお、本プランの位置づけといたしましては、男鹿市総合計画や総合戦略などの上位計画に即するとともに、各個別計画と連携しながら、本市のまちづくりを推進していくというものでございます。

私からの説明は以上でございますが、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、原田男鹿みなと市民病院事務局長の説明を求めます。原田病院事務局長。

【病院事務局長 原田徹 登壇】

○病院事務局長（原田徹） おはようございます。

私からは、議案第 16 号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の 38 ページをお願いいたします。

本議案は、男鹿みなと市民病院で診療に従事する職員の処遇改善の取組として、診療行為手当の増額を図るため、本条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、第 9 条第 2 項第 1 号イ、医師以外の職員に対して支給する診療行為手当の 1 月当たりの上限額を、下線のとおり 5 万円から 10 万円に改めるものであります。

本条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からであります。

以上で議案第 16 号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わりますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、村井教育総務課長の説明を求めます。村井教育総務課長

【教育総務課長 村井千鶴子 登壇】

○教育総務課長（村井千鶴子） おはようございます。

私からは、教育委員会に関わる議案第 17 号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の 40 ページをお開きください。

議案第 17 号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案件は、教育効果の向上を図るため、払戸小学校と船越小学校及び北陽小学校と船川第一小学校を統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次の 41 ページを御覧ください。

払戸小学校と船越小学校及び北陽小学校と船川第一小学校の統合に伴い、同条例中、小学校の名称及び位置を定めた別表第 1 を改正するものです。

改正内容は、別表第 1 中、北陽小学校と払戸小学校の欄を削除するものです。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日です。

以上で教育委員会の議案の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、夏井農業委員会事務局長の説明を求めます。夏井農業委員会事務局長

【農業委員会事務局長 夏井大助 登壇】

○農業委員会事務局長（夏井大助） おはようございます。

私からは、農業委員会所管に係る議案第21号について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の104ページをお願いいたします。104ページでございます。

議案第21号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、本議案は、担い手への農地集積や遊休農地解消のための農地利用最適化交付金事業の実施に伴い、活動実績による農業委員会委員報酬の上乗せ支給を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容であります。別表の4、農業委員会委員の会長、会長職務代理者、及び委員の報酬額の欄に、「実績給 予算の範囲内で市長が定める額」をそれぞれ加えるほか、備考として「農業委員会委員の実績給については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、実績に応じて算出した額を当該会計年度の末日までに支給するものとする。」を加えるものであります。

実績給としての上乗せ支給額は、委員1日当たり約700円を見込んでおり、財源は国からの交付金であります。

附則は、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

私からの説明は以上であります。御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、田村企業局長の説明を求めます。田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） おはようございます。

企業局に係る議案について御説明いたします。

議案書の 112 ページをお願いいたします。

議案第 25 号男鹿市水道事業給水条例及び男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、水道法及び水道法施行規則の一部改正により、水道整備・管理行政の所管が現在の厚生労働省から国土交通省へ、水質基準等については環境省へ移管されることに伴い、関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページ、新旧対照表をお願いいたします。

初めに、第 1 条、男鹿市水道事業給水条例の一部改正ですが、第 3 条第 2 号及び第 36 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

次のページをお願いします。

第 2 条、男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正ですが、第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものであります。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からです。

以上で議案第 25 号の説明を終わります。御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。1 番吉田清孝議員の発言を許します。1 番吉田議員

○1 番（吉田清孝議員） 議案第 27 号財産の無償貸付についてお尋ねをいたします。

皆さん御承知のように、12 月議会で、商工業振興促進条例に基づく奨励措置ということで、いろいろ拡大されたわけではありますが、この企業が来たときに、活動したときにですね、当然といいますか、この商工業振興促進条例に基づいて、従業員、常勤の従業員のうち年 30 万の 3 年間で 4,500 万を限度額に奨励措置だと。さらに、投下固定資産が 1 億円未満であれば、補助率 30 パーセントと。この部分についても、この事業者は対象になるわけですね。そこをちょっと確認させていただきます。

この野石字牛沢 32 番地の株式会社ジャパン・パックス男鹿というのは、いつ

設立されて、私、これ議案書見たときに、代表取締役がお二方いらっしゃるということで、代表取締役2名というのは、あんまり見たことなかったものですから、これは別に2名でも何ら差し支えないわけでありましてけれども、何かあれかなと思ったのが一つの部分でありますけれども、この貸付理由というのが市有財産の有効活用だと、まあそういう部分も分かります。それから、産業の振興及び雇用の確保並びに地域の活性化に寄与することが見込まれるから無償貸与と。どのような事業計画で、どの程度の活性化、どういうふうに市のほうでは見ているのか。そこのあたりですね、私、本題、一番聞きたいのが、いわゆる20年間と、または相手方が事業を終了するまでと。この時代にね、まあこのバックライズというものが20年間継続していくかどうかは分かりませんが、企業の中で20年間そのままでいくというのは非常に見通しといたしますかね、いろんな部分で、あまりにも長いスパンでないのかなと。通常、私の感覚でいくと、まあ感覚がずれてるからそうなのか分からないけども、10年ぐらいがね、まず一応のあれとして、経営の中で10年、10年って見て、契約するのが普通ではないかなという感じなわけです。そういう中で、その20年間という長期的な期間の考え方、無償で貸与するっていう考え方が、まあ相手と交渉しながらこういうふうな結論に至ったというふうなことなのかね。そこのあたりの経緯。非常にこう、男鹿市に企業誘致とか産業、いろんな部分ですのために、なかなか市長トップセールス、それこそいろんなところに行ってもなかなか、潟上とか立地条件云々なのがちよっと分からないけども、難儀しておられるっていう部分は理解できるわけでありましてけれども、この交渉といたしますかね、そこのあたりの、相手は企業であり、当然、まあ有利といたしますかね、当然、そういう条件の下で来れるのであれば最高ということで折衝といたしますかね、考え方で来るわけでありましてけども、ちょっと言い方悪いけども、市のほうでは、もう非常に立地条件も悪くてこうっていうのは、まあたたき売りというか、分からないですけどもね、それはあまりにもね、ちょっとあれですけども、この旧野石小学校の財産なり土地というもののの中で、もっとこう価値といたしますかね、そういう中で市として条件を上げるといたしますかね、いわゆる市長、経営感覚でやっておられるといった部分で、どれほど相手方とね、いろいろ交渉して、そして、ここに掲げている産業の振興、雇用の確保ということで、市としては、これはメリットがあるという中で判断されて、こういう無償貸与になったのかですね。そこ

のあたりをお聞かせいただければなというふうに思っております。

例えば今、ほかにも誘致企業、山人ですか、2億円の無利子貸付。そして、今度はホテル進出。これは旧村上病院跡地を、それは令和2年ですか、寄附でいただいたものを、その業者にどういう形で売却するかあれですけども、当然ですね、今のこういうのが例になっていくと、そのホテル進出についても、こうこうこうだというやっばり折衝といいますかね、相手はこういう条件でもう少し何とかしてくれないかというのが当然企業としてくると思うんですよ。固定資産。多分この旧村上病院跡地は売却ということ、そして、この商工業振興促進条例に基づき5年間の固定資産税の猶予といいますかね、免除といいますか、そういう部分でね、これを12月議会で議会も判断し、これで議決されて、まあこういう形で進むというのが一つの頭にあるわけがあります。非常にね、そういう意味で。そしてまた、民間においては、例えばですよ、産業、農業の関係でいくと大進農場ですか、いろいろ建物を立地しながら固定資産税をやっていたりといった部分の中で、あまりにも均衡というかね、そういう部分が欠けているのではないかなという部分を、一つの考え方をね、きちっとしてないと、これからの部分で、いやいや、まあこういう形でやっばり従業員とか投下固定資産等を考えたときには、まあこういう条件もあり得るんだと。建物、土地を無償でこうだという、固定資産20年間ね。まあ企業としては非常にありがたいことで、建物も土地もね、ただでやれるというのはね、非常にありがたいことで、これが一つの例になって進んでいくという部分になると思うんですよ。まあそのあたりをどういふふうにお考えなって、このたび、こういう長期にわたる無償貸付になったのか、ひとつ忌憚のない御意見をお伺いしたいなと思っております。

それからですね、今日、議案説明を聞きながら感じたわけですけども、国民健康保険税条例の一部改正でね、3年前に佐藤副市長と予算委員会で非常に意味のあるというか、非常に議論をさせていただきました。そして今回、委員会等でもいろいろ協議会等々の中でも感じたことが、なおかつ3年前を思い出すわけでありですけども、どうも市民サイドに立った私としては、非常にまだ差があるというかね、その3年前を思い起こしたときに。何かと言いますと、国保の財政調整基金の適正な額というのは幾らでどうだかっていったときに、基金は1億5,000万がある。そして2億、4億何ぼの財政調整基金を幾らでもこうこうといった部分で、今回、まあ本当にあり

がたいことに、そういう中で見直しをしていただきながら引き下げるという案でありますけれども、いま一つですね、副市長あれですね、3年前を思い出したときに、見通しという面について、財政運営の健全を掲げながら5年スパンで考えたときに、財政調整基金というのは減っていく中で、この税率でひとつ御理解いただきたいということの中で決まったわけではありますが、財政調整基金、副市長あれですか、今4億何ぼというのは、あの頃で、この3年間の中でね、2億なりこうだといった見通しという中で、私の思うには、今でもその4億、一度だけですか、3億何ぼぐらいまで下がった中で。いやちょっとこちらのサイドで、非常に大方4億を確保しているような財政調整基金であります。私に見るところね。そうすると、もっと下げてもよかったのではないかなという、3年前は非常に大丈夫であったと私は思います。そういう中で、このたびの説明の中で、5年をスパンに、そして3年前には、介護保険もありますよと。介護保険は3年で必ず見直しして、議会に提案して、こういうふうになると。どうですか、3年をスパンにして考えていただけませんかといったことをぜひ考えていただきたいなといった部分の中であれだけでも、どうもその壁は高く、市側のいわゆる国保財政運営を考えたときに、今回もこの程度の、程度といっても、副市長、下げるのはね、英断を振るって下げたという判断でしょうけども、もうちょっと下げてもよかったのではないかなという意味ですよ、この4億で推移している財政調整基金、安定的な経営というもののの中で考えることと、市民サイドに立って1円でも安くしていただきというそのぶつかり合いの中で、もうちょっと安くしてもよかったのではないかなといった部分で、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、そのあたりをひとつお聞かせ願えればなと思っております。

それから、議案第28号男鹿市都市計画マスタープランの中身であります。

私、まあ1ページ、本当に性格悪くて大変恐縮ですけども、ここの括弧の中に、1ページ開いたときに、男鹿駅周辺（市提供）、まず細かいことですよ。ここの写真がね、市のマスタープランでこうやってよ、この括弧書きの市提供なんて、これ何を意味するのか。男鹿市の写真、自分方でこうやったときに、何も要らないのではないかなという、簡単に言えばですよ。くだらないけどもね。ほかのどこかに委託して作ってもらえばこうなるのかなといった、まずね。非常に象徴的なものなのかなという感じをしてですね、まずあれですけども。これは答弁要らないですよ、今のはね。

くならない、質問っていうか指摘だからね。

それから私はね、一つ、こういう中で間違ったというかね、間違っていないけども、私はやっぱり読んでみたときに、どう見てもおかしいなと思うことはやっぱり指摘しておかなきゃいけないのかなといった部分でね、31ページ。2040年。これ25年までのマスタープランですから、2040年には2万人を下回ると推計されると。2040年問題はね、もうこんな状況じゃないでしょ。これ肝心な部分で、2030年に、まあ2万人台ぎりぎり維持しているか分からないですけどもね。私、2040年問題は、明らかに1万6,000人台だとかって言われてるでしょ。こういう推計されますということがどうなのかなといったね、非常に認識といいますかね、こういう大きな部分で、果たしてこれいいのかな、ここまでっていうかね、そんな認識、間違っているのではないかなというふうな部分では、どういうふうにお考えになるでしょうか。

それから、この中で1点中身についてお尋ねいたします。

78ページです。自転車ネットワークの構築と。私もこの自転車、非常に興味を持ってる一人でありますけれども、まあこのとおりだとすると、効率的・効果的に、今までですよ、この自転車ネットワークというものに対する取組というものを、どのようにしてきて、この25年、ネットワークを構築していくというのがどういうふうに考えておられるのかね。そのあたりの現在までの取組について、そこをちょっとね、ここだけちょっと私は、このいろんなネットワーク、すばらしいのあるけれども、果たしてこれって今までどう取り組んで、どうやっていくのかなということを疑問に思いましたので、その1点だけね、1点というか、それから一番の2040年問題というか、その部分での見通しの部分でどうかなといった、この都市計画マスタープランについては2点についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） では、私から財産の無償貸付についてお答えします。

まず御質問は、この施設に商工業振興促進条例、こちら先般改正された条例が対象となるかというところですが、これは御指摘のとおり、改正後の条例が対象

となるものでございます。

それから、この事業計画について、どの程度の市の活性化への寄与が見込まれるかという部分でございますけれども、これにつきましては、まずは、今現状、空き校舎となっておりまして、何ら活用ができていないその土地・建物、こちらを活用していただいて経済の活性化に大きくつながるというところが、一つ大きな市のメリットといたしますか、利点、この事業の効果だというふうに思っております。そのほか、実際、この事業計画ですけれども、現時点で雇用の創出も、まあ社員ですね、会社で二、三十人ほどの雇用も見込まれますし、また、その設備投資もされます。確かに土地や建物については市の財産を貸し付けると、無償で貸付けするということで、その分の固定資産税もかからないという形ではございますけれども、そのほかに建屋を建てたり、設備を、機材を入れたりしますので、その分の固定資産税、償却資産についての税収も見込まれます。それから地域にとっても新規需要の創出なども大きく期待できるところでございます。そのほかにもガスであったり、上水道であったり、そうした市の企業局部分での増収といたしますか、収益にも期待できると。そういったメリットは非常に大きいものというふうに考えてございます。

ですので、これを極力長い期間、事業を継続してやってもらいたいというところで、20年という期間、まあ長いのではないかと、そういった御質問でしたけれども、市としては、できる限り長期間、その場所で事業を行ってもらいたいというそういった形で、パックライスさんのほうと交渉していたという経緯がございます。

また、実際、交渉については様々な交渉してございますけれども、市としては確かにこれ、一番いいのは有償で買っていただければそれはいいわけですが、そうはいいまして、まず事業を、この後、設備投資にも非常に多額なものが予想されます。そういったところで、まずは、この空き校舎となって今使われていない施設を活用していただくと。そして、ここで雇用も期待できる企業といたしますか、工場を建設していただくと、そういったところを最重点に考えまして交渉したところでございます。

私からは以上であります。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） お答えいたします。

まず、旧野石小学校を活用したパック御飯工場の概要について、今、鈴木部長からお話がありましたけれども、うちのほうでも窓口になっておりますので、今の進捗状況、なかなか機会がありませんので、今、御説明させていただきます。

この事業推進に当たりましては、現地法人として株式会社ジャパン・パックスライス男鹿が、昨年11月10日に設立されております。事業計画の正式決定につきましては、当該法人で進めている国の産地生産基盤パワーアップ事業というものがございまして、この年度内採択を受けて正式な決定となるものでございます。

なお、この補助金の決定後、ジャパン・パックスライス男鹿側で具体的な事業内容を発表すると伺ってございます。

現在の進捗状況でございますが、事業実施の前提要件としての共同事業計画、これが東北農政局から2月初め頃に採択されております。次の段階の事業実施計画を今提出中でございまして、この計画の承認後、国の補助金交付申請、そして交付決定の流れとなると伺っておりまして、今年度いっぱいかかる見通しでございます。

施設整備費などの総事業費が現段階のところで約39億円で、当該工場での整備計画といたしましては、令和3年に稼働した大潟村を上回る能力の生産製造ラインとなりまして、パック御飯を年5,500万食製造すると。このうちの20パーセント前後を将来的に海外への輸出へ向けるという方向で伺っております。

なお、この輸出用米として男鹿市内で年間700トンの生産、約120ヘクタールの作付を目標にしておりますけれども、市としても、この市内生産者の経営所得安定につながるものと考えておりまして、取組に対して支援していくこととしており、関連予算を今議会に提案しているところでございます。

なお、この工場稼働時期につきましては、国の補助金交付決定後、6年度中に施設を整備し、令和7年中の稼働を目指しているという方向で伺ってございます。

先ほど鈴木部長からお話しているとおり、このパック御飯工場誘致に関しましては、本市にとって遊休公共施設の有効活用、また、原料米の生産供給を通じた農業の振興、そしてまた雇用の創出、企業局によるガス・上下水道の供給など、地域経済の活性化に大きく寄与する事業として捉えておりまして、引き続き庁内の関係部局が連携を図りながら、スムーズな工場稼働に向けて後押し、支援していきたいと考えてお

ります。

なお、この事業内容につきましては、関連部局を大きくまたがっておりますので、各常任委員会のほうへ概要の資料を委員会の際に配付することで進めているところでございます。

続きまして、都市計画マスタープランの関係でございますが、まず人口ビジョンのところ、議員一番気にしておられるところでございますが、ここについては、データ、まずうちのほうで一応取り得る最新の人口ビジョンということのデータで確認させていただいております、確かに若干の、今のこの整合性というのでは、もしかすればちょっと若干違うのかなということで捉えております。

もう一つ、自転車のネットワーク関係でございますが、確かにこれまでは、それほど自転車の関係で取り組んでいるところではなかったんですけれども、令和5年3月には、男鹿市の自転車活用推進計画、こういったものをつくっております、自転車を使った健康づくりですとか、観光方面、また人口交流、こういったものに寄与していければなということで考えておりますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 吉田議員からは、国保の点に関して、私、御指名でございますので御説明したいと思いますけれども、それらの前段にですね、市の企業誘致の進め方の基本的な考え方というふうなお話がございましたので、今のバックライス男鹿の工場誘致も含めて、ちょっとお話ししたいと思います。

まず、今議会でいろいろ各議員のほうから、災害関連と併せて人口減少問題、いろいろと御指摘を頂戴しました。その中で、市長もこの場で答弁しておりますように、本市の人口減少の社会減の一番の原因は何かと言えば、働く場がないことだという話を申し上げてございます。これまでの男鹿市の、特に旧男鹿市の産業の移り変わりもひも解きながら、その旨お話ししたつもりでございます。

そうした中で、議員からもお話ありました商工業振興促進条例につきまして、これまでは設備投資に3,000万と。働く場がないと、ものづくり産業がほとんどないと、製造業がないという男鹿市にあって、幾ら財政が厳しいからといって、ほかの市

町村に劣後するような、ほとんど、全県の中で町村を入れても一番最下位なような、そういった振興条例で用が足りるのかと。この話は、私来てからすぐに申し上げました。就任してから。なかなか、ほかの市町村との分析ですとか等々が時間かかって遅くなりましたけれども、具体的には一昨年の冬あたりからずっと検討してきたものでございまして、たまたま今回こういう案件の最後のとどめを刺すに当たって、こういうふうな条例の改正を予定してるので、もし議会でお認めいただければ、そういったものも追い風になりますよということは当然お話させていただいております。

企業誘致、これだけ基盤として、今現在そういった製造業を中心として産業がないところで新たに企業を持ってくるっていうのは、これは議員も御理解いただけたと思いますけど、至難の業でございます。本当に個別に市長が何度も足を運んでやっていると。例えばホテルもそうですよね。駅前のホテルと。前々から欲しいと思っていましたけれども、全国のビジネスホテルのチェーン店にダイレクトメールを送って、何ばか返事があったところについて、こちらからまた足しげく運んで行って御相談させてもらっても、やっぱり無理だと。そうした中で、やはり市長のトップセールスが功を奏して今回実現する可能性が出てきたという話でございます。

今回のこのパックライス男鹿につきましても同じでございます。もう3年前に大潟村に工場できて、その竣工式に市長が出席したときから、次は何とか男鹿でやってもらえないだろうかというような話をしてございました。なかなか大潟村の工場が軌道に乗るまでということで、多分5年後ぐらいになるのかなと思ってましたところ、まあ今のこういった食生活なり何なりの状況も追い風になって、国内、海外のパック御飯を取り巻く状況、非常によかったものですから、大潟村の工場も2交代制を3交代制にしてフルに回転しても足りないというふうなことで、我々が想定していたよりは早く男鹿のほうにですね、男鹿についていきますか、第2工場と、もう一つパック御飯を事業拡大しようかというふうな思いになっていただいたというふうなことでございます。

この交渉に当たっては、もちろんそういう話はありませんけれども、途中で様々実現が水泡に帰すというふうなことも、当然そういう危機もありました。旧野石小学校の学校は非常に地元にとっても愛着も深いし、その利活用、どういう形でもいいのでそこにもう一度にぎわいをつくってもらいたいという思いは、地元の方々の切実な思い

だったと思います。ただ、ああいう食品を扱う工場にしてみれば、意外と、ある施設のものを使うっていうのは、いいときもあれば、逆に、手間にならないっていう場合もあるんですね。で、何であのバックライス男鹿が、男鹿といいますか、涌井社長のところが大潟村でなくて男鹿なのかと。大潟村にまだ敷地あるんだから、あそこに造ればいいんでないかという議論は当然社内でもあったと思います。それから、仮に男鹿に来るにしても、まあ水も豊富ですしね、それなりに、市長からもオファーもかけられたというふうなこともあって男鹿を考えたとしても、別に更地があればどこでもいいと、何も校舎を使わなくてもいいよというふうな考え方も中には当然あったやに聞いてます。ただ、やはりそれをうまく活用することによって、また経済的でないような価値も出てくるだろうということで、我々も協議しまして、向こうのほうでも御了解いただいたというふうなことでございます。

何を申し上げたいかと言いますと、こういった形で、今、産業基盤がないところに新たに企業を持ってくる、ホテルを持ってくる、新たな投資を呼び込むとなれば、当然これは個別の折衝になります。当然ベースとしてはありますよ。ベースとしては当然、市の様々な条例なり、規則なりにのっとってやりますし、必要な案件につきましては議会の了解をいただきますけども、まずファーストアタックは、個別のアタックは、もうこれはそれぞれの案件ごとに全部多分私は違うと。違うからこういう形で、ホテルなり、バック御飯なり、場合によっては地元の事業者も、あるものを活用するというふうな形に多分なっていてるんでないかなと思ってございます。

市としましても、これからも当然その価値はうまく活用すると、我々が持っている財産は有効活用するということを念頭に置きながら進めていきますけれども、個別具体の案件につきましては、やっぱり個別具体にやっていって、個々の交渉でもって実現を図っていくというふうなスタンスでございますので、何かその前の案件と比べてどうのこうのという話は、同じ条件のものは多分ないと思いますので、そういう御指摘は私は当たらないのではないかなというふうに思っております。

それから、旧野石小学校のことを言えば、教育長のほうで当初、廃校プロジェクトというようなことをつくって、いろんな形で売り出しましたけれども、なかなかそれはうまく具合には物事は進まない。あのまま放置しておいても多分誰からも手は挙がらないだろうというふうなことで、今回何とか実現にこぎ着けたわけでございます。

けども、決して我々とすれば、もちろん幾らかでも有利なようにという思いはありますけども、40億の投資を決断いただいて、その中でも男鹿を選んでもらうと。で、男鹿の中でも旧校舎を活用した形で事業をやってもらうという、そういった相手方の企業の思いにもですね、やっぱり我々としてもしっかり応えていく必要があるだろうというふうなことで、今回は無償貸付と、土地も建物も無償貸付と。もちろんそれが有償になった場合は幾らぐらいになるのかと。有償で譲渡した場合は幾らになるのかと。無償譲渡した場合はどうなのかと。これは様々考えましたし、企業側との交渉の中ではそういったものもいろいろと打合せさせていただきました。当然相手の都合もあります。こちらの都合もあります。そうした中で今回こういう形での議案を提出させていただいたということを御理解いただければなと思ってございます。

これからも企業誘致、一つがまた二つを、二つが三つ、四つを生み出すということが当然考えられますので、そういった意味では、今回の去年から今年にかけて議会のほうにも御報告している案件、これをてこに様々これから頑張っていきたいというふうに思ってますし、決して人口減少問題にとっても少なからぬ影響がこれから出てくるんでないかなと、いい影響が出てくるんでないかなというふうに期待してございます。

経済的な効果につきましては、先ほど部長等から話ありましたように、地域農業の振興はもちろんしかりでございます。雇用の創出もそうでございます。それから大型の建設、設備投資。40億のうち、建屋は20億です。それも新しく、炊飯工場を新しく建てなきゃいけないということで、今の建屋につきましては改修だけですので、それほど固定資産としての価値が上がるというものではないというふうなことで、あとガス・水道につきましてはお考えのとおりでございます。ガスにつきましても、断トツの、これまでのお客さんの中では1位になってくると。上下水道も、まあトップではプライウッドに譲りますけども、2番手、3番手ぐらいの利用になるということを考えれば、まあ具体的な数字は、まだはじき出しておりませんが、大体、議員の皆さんからも御想像ついていたけるんでないかなと思ってますし、経済効果のほかにもですね、やっぱり野石小学校にもう一回光が当たって、あそこのにぎわいを取り戻されてくるということを考えれば、これは経済効果以上の大きな効果が出てくるんでないかなと思っておりますので、そこら辺も御理解いただければと思っております。

ざいます。

それから、国保税につきまして、議員とは3年前にもいろいろと、この場、それから予算特別委員会でも議論させていただきました。簡単におさらいしますと、あの時点で、令和3年の引下げに当たっての我々の基本的な考え方、それから議会からも、まあ致し方ないといえますか、そうだなということで御理解いただいた中身というのは、向こう5年間の安定的な財政運営が可能であるということ、それを見通した上で3年ごとにしっかり見直しましょうと。3年たったらず見直しましょうと。もちろん毎年毎年のその財政の見通しを試算したものについて、振れがないのかどうかと、そのとおりいってるのかどうかということを毎年検証しながら、3年たったらず一旦結論出しましょうと。引上げなのか、引下げなのか、それとも据置きなのかということをやしましょうというふうなことで、ただその判断に当たっては、やはり3年間はもつけれども、4年目からあとは奈落の底ですよという形では、これは困りますので、5年間を見通した上で、3年たったらずしっかりとそこは判断を1回しましょうということのお約束だったというふうに思っております、今回に当たってもそれにのっとって、まあ当初我々は、ほぼ我々の試算どおりで移っていったので、いやあ、これは頑張って据置きできればいいなと、下手するとまた値上げをお願いせざるを得ないかなと思いましたが、その後様々な理由、これはこれまでも何度も議会のほうでお話してますけども、そういった要素によっていいほうに、財政調整基金が上振れするような形での推移であったものですから、今回しっかりと検証させていただきまして、それから先々の見通しも踏まえて、こういった形での引下げという形にさせていただきました。

もちろん3年前にね、もう少し下げてもよかったんでないかと議員から御指摘ありました。結果から見れば、確かにそのとおりかもしれません。まあ3年目に幾らですか、当時の見込みですと、3年前の見込みですと、令和5年度末で3億1,300万円ほどの財政調整基金の残高と。これが現時点でいきますと、6,000万円ぐらいあって、3億7,000万円ぐらいになるということで、今の税率のままでいくと、これは6年後ですね、3年のスパンで見直しする、2回見直ししても1億ちょいぐらいの財政調整基金が残るだろうと。これはこのままではやっぱり市民の皆さんへの思いには応えられないということで、今回引下げしたということでございます。

様々な議論あることは承知しておりますけども、我々としても、市民の皆さんが1円でも安くという、国保税に関しましては、やっぱりほかの共済とかから比べると割高なのはこれは事実でございますので、1円でも安くという思いは我々もしっかりと受け止めて対応しなければいけないと思ってございます。それと併せて、やはり財政的にしっかりと、途中で不測の事態に陥って、またお願いするということがないように、この市民の皆さんへの安くという思いと、それから我々としてやっていかなければいけない安定運営と、この二律背反することを何とか折り合いをつけてやっていくというところでの税率の引下げの幅が今回の引下げ額でございますので、併せて御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、先ほど都市計画のマスタープランの中で、人口問題の話がありました。確かに2040年、当時、社人研の予測では1万6,000人で行っていました。ただ、市とすれば、まあまあもろもろの議論はありますけども、人口ビジョン、戦略の中で、推計すれば1万6,000人になると。それはそのとおりかもしれないけれども、様々な施策を講ずるということで、何とかここ2万人を維持したいという思いを持って、2040年2万人。あと、ここも目標にして頑張ろうということで挙げてる数字でございますので、今時点でそこをはっきりとまだ直すという形になってございませぬし、もちろんこれまでのトレンドを見れば、果たしてそれが実現可能かどうかという疑義は当然あると思っておりますけども、計画上として記載するとすれば、今の2040年2万人というところをまずとどめおいているというふうな形ではなかろうかというふうに思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。

○1番（吉田清孝議員） ありません。終わります。

○議長（小松穂積） 1番吉田清孝議員の質疑を終結いたします。

次に、4番安田健次郎議員の発言を許します。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 議案第17号の男鹿市立学校設置条例の一部改正について、少し質問させていただきたいと思っておりますけれども。この間、一般質問で学校の教育的な中身の問題でいろいろ質問したんですけども、あの中でも統合弊害がないのかという問題提起をしたわけだけども、決して統合したから全てが悪いっていう意味

での問題じゃなくて、私が言いたいのは、どうも男鹿市の教育現状っていうかね、まあ地域構造っていうか、統合せざるを得ない状況下にあるのは十分承知なんです。ただ全体的に、じゃあ統合が全てベストかといいますと、いわゆる高知県の話の例も出しながらね、必ずしも決していい面だけじゃないと。教育長の答弁だと、学校の中身というのは非常にわいわい助け合ったり、仲間が増えたりっていう、非常に豊かな報告、答えいただいてるから、それはそれでいいんですよ。いいんですっていうか、統合についての生徒の関係がね。ただ私が言いたいのは、地方自治体っていうのは必ずしも教育の責任を持ってるっていうこと、この間言ったようにね、国の施策がちょっとまずかったらね、それに対抗する施策も地方自治体は取るべきだと。それが憲法に保障されてる地方自治法の解釈なんです。ですからね、今、国の文科省っていうのは、徹底的に統合を進めてるんですね。みんな新聞紙上で見てると思うんだけど。この弊害があちこちに出てる。その最たる例が高知県の例だということを私言ってるんですね。だから必ずしもここでそうだとは言わない。いろんな地域の違いがあるわけだから、そういう点では統合がベストではないんじゃないかっていうことについて、私議論したんだけど、その点についてもう一回改めてね、賢明な教育長ですから、どうも県の教育庁のほうに行ってきたから少し耐性できたんじゃないかなと思ったんで、ちょっとね、非常に優秀で温厚な教育長だと思ってるんだけどね、その点についてもう一回質問したいと思います。

もう一つはね、統合の現状ね。ちょっと繰り返しになってこれ議長に注意されるかわからないけども、例えば五里合小学校出身の生徒ね、美里小へ転入してきた。美里小から潟西中に転入してきた。今度、東中なんですよ。3回も学校代わってね、今回3年生で卒業生です。これも教育長の論から言えばね、いろいろ環境の変化に対応して頑張ってるから、子どもがそれだけ育つっていう論になるかもしれない。でも私はやっぱりその人、その家庭によって弊害のある方もいるんだと。そういうことも含めて検討すべきでないかなと。決して統合が全て悪いと今、質問してるんじゃないですよ。そういうのも配慮すべきじゃないかっていうことと、教育長の統合についての考え方を聞いておきたいと思います。

それからもう一つはね、この間、今、五里合小学校の例を出したんだけど、統合によって北陽小学校だとか南中学校だとかっていろいろあったんだけど、これ全体で

どの程度、予算で換算すると、財政に対して潤いっていうか、ある程度こう、財政的な、表現があれだけでも、どの程度の額になるのかなど。教員管理費だとか教員不足だとか、そういうトータルだと、これ計算したことあるかどうか分からないけども、大体積算でどのぐらいかっていうこと、ちょっとお聞きしておきたいなと思います。

それから、通告ちょっと間違っただけなんだけれども、18号の問題なんだけれども、実は介護保険の問題を質問しようと思ったら、慌てて間違っただけで19号にしてしまったんだけど、ちらっと、この問題だけで言えば、ちょっと今日そこは幼稚な質問なるかもしれない。県の調査で、去年だと思うんだけどね、訪問介護が物すごく低下してると。14.2パーセント、数字はちょっと間違ってるかもしれない。その程度しか実施されてないので、この制度いがかかっていうニュースっていうか調査あったんですね。で、男鹿市の場合、一生懸命やってるのは分かるんだけど、今、どの程度人員が確保されて、どの程度訪問介護が充実してるかについてね、どういう見解を持ってるか、課長からちょっとお聞かせいただければなと思います。

取りあえず以上です。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 安田議員の御質問にお答えいたします。

統合についての考え方と予算に係ること、2点御質問いただきました。順番として、最初に予算に係ること、次に統合についての考え方、この順番でお答えしたいと思います。

まず統合による予算でございますが、今回、小学校の統合、2校の統合ということになります。スクールバスの運行に関わる経費は発生いたしますが、建物の維持管理経費ですとか光熱水費は不要になります。ですから総体的に長い目で見れば、大規模改修等の必要性もなくなりますので、まあメリットのほうが大きいと思いますが、具体的な数字につきましては、今、持ち合わせておりません。ただ、経費以上にやはり子どもたちにとっての望ましい教育環境の整備、こちらのほうがはるかに重要であると捉えております。

次に統合についての考え方になります。小学校の統合になりますので、考え方と

しては、複式学級の解消による教育効果を目指す。複式学級の解消ということになります。複式学級そのものは、学級編成上はイレギュラーな状態であります。イレギュラーな状態をいつまでも放置しておくということは、教育委員会とすればこれは避けるべきことであります。子どもの教育環境の整備ということがやはり最大限の課題になりますので、そういった観点から学校統合を進めていくということになります。

考え方と、それから教育効果についての通告もございますので、その点についてお答えをしたいと思います。

一般質問の際にも触れましたが、学校教育は、知・徳・体のバランスの上に成り立ちます。知育・徳育・体育、この三つのバランスの上に成り立ちます。この三つから教育効果についてお答えいたします。

まず知の部分になりますが、例えば今、複式学級、3年生と4年生が複式学級であるということを考えた場合に、4年生の年間の授業時間で国語が245時間、社会が90時間、算数175時間、理科が105時間、この4教科を合わせると年間615時間になります。複式学級の場合は、二つの学年が一つの教室で授業を行います。ですから、半分の授業時間は自習せざるを得ないと、そういう状況になります。ですから、4年生にとっては4教科年間615時間の授業時数のうち、308時間が自習になってしまいます。担任から教えてもらう時間がそれだけ少なくなってしまう。これは学力保障、あるいは成長保障の観点からも決して望ましいものではありません。基本的には同じ学年の子ども同士がやはり切磋琢磨して、いろいろ友達の考え・意見を参考にしながら学びを深めていく、そういうことで教育効果は上がってまいります。

それから、徳の部分につきましては、少人数ですと固定した意見・考えがどうしても多くなってしまう。で、大人数、ある程度の人数になりますと、その中で友達のいろいろな意見や考えを参考にしながら、例えば道徳的な見方や考え方を深めていくと。さらには、友達同士で集団の中での人間関係づくりを学んでいく。こういったことも教育効果として挙げられると思います。

それから、三つ目の体の部分につきましては、体育の授業に関しますと、例えばドッジボールをやるにしても人数がいらないというようなことも発生いたしますので、

集団での競技が難しい。あるいは陸上競技をとっても、リレーもできないというようなことも出てきます。2学年一緒に体育とかやるケース多いんですけども、3年生と4年生ではやはり体力差がありますので、それも懸念されます。ですから、特に体の部分、これは音楽もそうですけども、一緒に合唱とかメロディーを分けての歌を歌うということもできないということで、集団での学習活動の成立、ある程度の人数がいればそういった集団での学習活動の充実ということも十分にできますので、これも教育効果としてやはり挙げられると思います。

ですから、複式学級、まあ小学校ですので複式学級を解消して、子どもたち一人一人が自分の持っている能力をどんどん伸ばせるような環境整備を進めていくということと、やはり人は人のシャワーの中で成長していきますので、人間関係づくりにおいても、ある程度の集団生活で生活していくことが、子どもにとって成長する上ではやはり大事な要素になると考えております。こういったことから、この議案第17号に今回提案しましたように統合ということで進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 教育長、何回も転校するっていう人への配慮はどういうふうにしているか。今の説明ではちょっと納得できないと思う。

○教育長（鈴木雅彦） はい。小学校6年間、中学校3年間で複数回転校するというケースも状況によってはあるかと思いますが、ただ、やはり学校統合の場合は、統合前よりも統合した後のほうの配慮ははるかに大事でありますので、その点につきましては、学校のほうでもきめ細かく対応しております。小学校2校代わった、中学校でもまた統合により学校が代わったということになっても、十分に学校のほうでは一人一人への配慮、それから保護者への配慮につきましても細心の注意を払いながら進めておりますので、今まで何かそういったことで、子ども、保護者のほうから、強い要望ですとかということは教育委員会のほうに届いておりませんので、また引き続き統合後の子どもたちへの配慮については、十分に気を使いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松穂積） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） 訪問介護についての質問ですけども、現在、男鹿市にお

いて訪問介護を希望する方は、５年度の状況ですけれども、実人数で１１３人でありま
す。で、各事業所に勤めている従業員の数については、現在把握してはおりませんけ
ども、それぞれ事業については充足していると聞いております。

また、訪問介護を希望する方については、全て対応済みの状況であります。

ただし、ヘルパーも非常に高齢化が進んでおりまして、その点については、全体的
に余裕がない状況だと。今後もまず人員の確保に努めてまいりたいと思いますので、
どうかよろしくお願いします。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。４番安田議員

○４番（安田健次郎議員） 後のほうからなんだけれども、訪問介護については、現状、
男鹿市の場合、行き届いてるのは、ややそう思ったんだけど、県で指摘されたところ
があったからね、確認の意味で聞いたんでね、まあ全ての介護サービスが行き届い
ているっていうのであればね、それに越したことはないんで、それはやめますから。

ただ、教育長ね、いかに理解してもらえねえがっていう不満も持ってるでしょう。
で、複式学級の解消だけをいつも言うんだけど、じゃあ定数の削減っていう問題
出てくるんですね。で、過去にはもう４０人、５０人だったけども、今３５人とか３
０人になるんだけどね、でも進んだ国ではもう２０人学級でしょう。定数がうんと
いけばね、全て教育とか子どもの質が高まるっていう問題だけでもないんですよ。だ
からって統合は駄目だっていう意味で言ってるんじゃないですよ。現状としては統合
の問題もあるんだけどね。複式学級解消っていうこと、これ文科省の方針でしょ
う。これ教員うんと増やせば複式学級要らないんだから。そういう批判も持ってない
とね、すべからく国の文科省の財政切り詰めの問題とかね、そういう複式学級解消論
出して、教員特殊定数論を出して、そして各県の都道府県に押しつけてると。そこも
私としてはね、そういうのも批判していかないと、まるっきり国の文科省の方針その
まま丸投げで地方の自治体に触ってきてるっていう現象を、私、告発したいんです
よ。ここだけは理解してほしいと思います。でないと、すべからく複式学級解消がい
いと。じゃあ、例えば山形県がね、なぜ進まないか。小規模学校も大事にしましょう
よっていう方針取ってるでしょう。そういうところもあるんですよ。だからね、男鹿
がある意味で私、別に男鹿のやり方が全て駄目だという言い方してないんですね。統
合によって弊害もあるし、なるべく少人数で、財政さえ許せばね、なぜ予算聞いたか

というのは、そのこともあるんだけど、財政さえ許せば独自に教員増やしてね、本当の意味での行き届いた教育も理想論としてはあるんですよ。そこまでやれとは言わないけれども、教育っていうのはそういう理想を求めて人間像をつくっていくっていうことでしょう。学力テストが高いから全ての人間像がよくなって、そういう問題でないでしょう。だからそういう観点からいくとね、今の状況からいくと、男鹿市独自の教育方針も幾らか改良してければなっていう思いで質問してます。これは答弁を求める質問ではないと思います。

もう一つ、予算の問題を聞いたのはね、まあまあこれから卒業式とか入学式があるんだけど、いつも体育館寒いよね。で、これ去年、おとしあたりから、文科省と総務省で両方から待遇改善のね、やってもいいっていう、空調設置に対する財政処置というのが出てるんですね。で、体育館の空調について、文科省は学校施設環境改善交付金っていうのがあるんです。これ来年度で終わりですよ。で、総務省でやってるのが、いわゆる国土強靱化緊急対策事業債。これは災害あったりした場合を含めてね、体育館が寒いっていう問題があってね、これの改善処置。3分の1と2分の1の補助ですよ。こういうのにむしろ予算を費やしたらどうかなと思って、予算の、幾らか浮き出てくる、何も財政調整基金がね、この間ずっと増えてるんですよ。18億、19億とか。あれどこから出てきたんだと思って考えて、国保とかそんな問題じゃないんだけどね。いずれ財調があまりに増えてるから学校の関係もあるのかなと思って聞いてるんですけども、そういうのをもしね、学校に思いを寄せるんだったら、財調があるんだとしたら、浮いた金があるんだとしたらね、体育館の冷暖房の空調施設は先駆けてやったほうがいいと思います。その点については考えるかどうかお聞きしておきます。これ期限あるのでね、来年までだから。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 体育館の冷暖房に関する設備につきましては、以前、教育委員会でも補助金を活用できないかということで検討した経緯がございます。ただ、補助金の要件が厳しいということと、あと相当な経費を要します。教室を暖めたり冷やしたりするレベルの容量ではなくなりますので、維持管理につきましても相当な経費が発生するということで、もう少し研究しましょうということで、その当時は見送った

経緯がございますので、この後もしまた何か新たな有効な補助金があるかどうかということについて研究してまいりたいと思います。

それからもう一点、定数のことについても御質問いただきましたが、複式学級は、やはり私は子どもの成長にとっては決して望ましいものではないと考えております。やはり同じ学年の子ども同士が複数の人数の中で切磋琢磨しながら学ぶ、その中で知・徳・体のバランスのある教育を施していく、それが子どもの将来にとっては一番大事なことでありと考えておりますので、ベストかどうかはそれは何とも言えません。ただ、今現状で考える上では、複式学級を解消して子ども一人一人が自分の能力を伸ばせるような環境づくり、それがやっぱり何よりも必要であると考えますので、国に対して定数改善を要望するということは、これは個人的にはできない話でございますので、今の現状の中で、よりよい教育の充実ということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 一言だけ。今の複式学級ベストだと。私さっき今の現状ではいいと言わなかったかな。複式学級駄目だっていう言葉、私使ってるつもりはないんだけどね。そのことだけ強調されては困るんですよ。複式学級万能論じゃなくてね、複式学級でないような体制もつくらなきゃならない。これ教員いっぱいあれば、まあお金いっぱいあればだけでも、教員いっぱいあれば複式学級、いやいやいや首かしげるけどもさ、文科省の方針どおりいけばそうなっちゃうんだけど、もし独自に自治体で、教育立市を掲げてね、どんなことがあっても教員豊富にいと、例えば複式学級解消するだけの財政力があればね、教員もね、もっと増やすこともできないわけでもないでしようかと思ったわけ。現状は別に否定しません、やってるのは。それは今の文科省の方針の中でね、複式学級やらざるを得ないから、そこはそれで認めます。だけれども、そういう状況の背景の中だけで教育論を論じてると、果たして男鹿市を出た方々がね、いい教育に携わったなって言えるかどうかという疑問は、私は持ってます。

答弁要りません。終わります。

○議長（小松穂積） 意見としてね。4番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第10号から第28号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長(小松穂積) 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第3号から第9号まで及び議案第29号から第37号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から第9号まで及び議案第29号から第37号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長(小松穂積) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(小松穂積) お諮りいたします。3月6日から18日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、3月6日から18日までは議事

の都合により休会とし、３月１９日、午後２時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時４８分 散 会

議 案 付 託 一 覧 表

総 務 委 員 会

- 議案第 1 0 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 号 男鹿市中山間地域活性化施設条例を廃止する条例について
- 議案第 1 2 号 男鹿市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 男鹿市辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 2 7 号 財産の無償貸付について

教育厚生委員会

- 議案第 1 6 号 男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第 2 1 号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 22 号 男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 男鹿市温浴ランドおが条例を廃止する条例について
- 議案第 24 号 男鹿市若美温泉保養施設条例及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例を廃止する条例について
- 議案第 25 号 男鹿市水道事業給水条例及び男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 男鹿市都市計画マスタープランについて

予算特別委員会

- 議案第 3 号 令和 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 11 号）について
- 議案第 4 号 令和 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 号 令和 5 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 令和 5 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 号 令和 5 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 令和 5 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 9 号 令和 5 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 29 号 令和 6 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 30 号 令和 6 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 31 号 令和 6 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 32 号 令和 6 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 33 号 令和 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 34 号 令和 6 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 35 号 令和 6 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 36 号 令和 6 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 37 号 令和 6 年度男鹿市下水道事業会計予算について